

一般社団法人このはホーム短期養育支援事業ほっとポーター運営規程

（事業所の名称等）

第 1 条 一般社団法人このはホーム（以下「当園」という。）による短期養育支援事業（以下「当事業」という。）の名称等は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 名称 一般社団法人このはホーム短期養育支援事業ほっとポーター
- （ 2 ） 所在地 兵庫県明石市王子 2 丁目 18-20 このはホーム

（事業の目的）

第 2 条 当園は、当事業を安全かつ適切に運営確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する児童に対し適正な養育と保育の提供、またその保護者に対し、一時的な育児疲れの軽減や就労等の機会を与えることを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条

- 1 当園は、家庭的かつ多機能的なサービスの提供を行い、幅広い年齢児童の健やかな成長に寄与する。
- 2 当園は、利用される保護者とその家庭の育児補助を実施し、愛着形成の一役を担うことで、児童の自立と地域社会への信頼・参加を促す。
- 3 当園は、学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービス等の専門機関との連携を図り、保護者の育児環境が安定するよう支援を行う。
- 4 当園は、児童の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制構築を図る。

（提供する短期養育支援事業の内容）

第 4 条 当園は、在宅支援の一環として、一時的に養育もしくは保育が必要となるご家庭に時間単位で、家庭的かつ機能的な児童一時預かりサービスを実施する。対象となる児童は、0 歳から 18 歳までの年齢であり、健常児のみならず、発達や愛着、医療において専門的なケアが必要となる児童の受け入れを可能とする。保護者の意向を尊重し、当園では日々の生活における補完としての機能を充実させることで、健康面や衛生面での配慮を行うのみならず、当園スタッフとのやり取りを通して情緒面の安定を図り、自立において必要な社会性と社会経験を育む機会を提供する。必要となる家庭には、宿泊サービスを行う。完全予約制であり、明石市内・外から児童を受け入れる。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 当園が当事業を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) ホーム長 (園長、管理者等) 1 名

ホーム長は、当事業の質の向上、スタッフの資質の向上に取り組むとともに、スタッフの管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 1 名以上 (ホーム長含む)

保育士は、利用者(保護者)と連絡を図り、アセスメントと当日の保育計画を立てる。安定した生活と、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 子育て経験者 1 名以上

子育て経験者は、保育士の職務を援助する。

(短期養育新事業ほっとポーターを行う日)

第 6 条

1 当事業を提供する日は、月曜日から日曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 年始休日 (1 月 1 日及び 1 月 2 日)

(2) 年末休日 (12 月 30 日から 12 月 31 日)

3 当園は、前 2 項の規定に関わらず、当事業の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用する児童の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に当事業を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、当事業の提供を行わないことがある。

(短期養育新事業ほっとポーターを行う時間等)

第 7 条

1 当事業を提供する時間は、サービス提供時間として、次の通りとする。

(1) ベーシックプランと手ぶらプランは、午前 7 時 00 分から午後 11 時 59 分の範囲内とする。

(2) 宿泊プランは、午後 6 時 00 分から翌日の午前 9 時 00 分の範囲内とする。

2 当園の営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から日曜日 午前 7 時 00 分から午後 11 時 59 分

(利用者負担その他の費用等)

第 8 条 当園は、保護者の世帯状況に関わらず、以下の通りプランに応じた時間毎の料金を保護者から前払いで徴収する。尚、予約時に確認していた時間を超過しての児童の受け入れと引き渡しに関しては、30 分を超過する毎に、ベーシックプランであれば児童一人当たり 250 円から、手ぶらプランであれば児童一人当たり 400 円からを児童の保護者が迎えの際に徴収する。また、ベーシックプランと手ぶらプランに関して、第 7 条 1 項の提供時間内を 2 時間以上超過しての児童の引き渡しにおいては、別途 6,000 円を保護者へ請求するこ

とができる。

(1) ベーシックプラン

7:00~18:00 まで1時間ごと児童一人につき 500 円

18:00~24:00 まで1時間ごと児童一人につき 800 円

(2) 手ぶらプラン

7:00~18:00 まで1時間ごと児童一人につき 800 円

18:00~24:00 まで1時間ごと児童一人につき 1000 円

(3) 宿泊プラン

18:00~翌日の9時までの間、1泊児童一人につき 6,000 円

(利用定員)

第 9 条 利用定員は、次のとおりとする。

0 歳児から 18 歳までの児童 5 名

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 10 条

1 当事業提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用する児童の保護者とその内容を確認する。

2 前項の上、利用する児童の保護者へ利用同意書に署名を得る。

3 毎回の利用の際に、児童毎に申込書を利用する児童の保護者と確認しながら、利用プラン、迎えの時間、児童の様子等を記入する。

4 前項 1, 2, 3 をもって契約完了とし、当事業における支援を実施する。

5 当園の利用する児童が次のいずれかに該当するときは、当事業の提供を終了するものとする。

(1) 利用する児童の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(2) 前項 4 に至る手続きの間で確認できていない児童の様子等が発覚し、当事業の支援に背くと判断したとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園のスタッフにおいては、当事業の提供を行っている児童に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該利用児童の保護者又は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 当園は、非常災害時には、関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用児童

と保護者、スタッフの安全を確保できるよう努める。また、定期的にスタッフと当園内の危険箇所を確認するとともに、避難及び救出その他必要な未然対策を講じる。

（虐待の防止のための措置）

第 1 3 条 当園は、利用する児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、スタッフに対し、研修を斡旋する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第 1 4 条

1 当園のスタッフ及びスタッフであった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する児童、又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小中学校、高等学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用する児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用する児童の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合、もしくは別に定めのある場合はその限りではない。

（苦情解決）

第 1 5 条

1 当園は、利用実績のあるご家庭からの当事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、前項の改善に努力を徹する。

（その他、補足）

（附則）

変更履歴

初版 制定日：令和 4 年 4 月 1 日

一部改訂：令和 5 年 5 月 1 1 日、令和 5 年 7 月 12 日